

No.	頁	大項	中項	小項		項目名	質問の内容	質問への回答
1	2	第1	5	(3)		生きる力を育成する	生きる力を育成するとありますが、昨今の教育現場の状況を鑑みると、誰かが育てるというよりは、「子ども自らが育つ」という視点が不可欠に思います。この視座によっては、建物や活動自体のデザインが大きく異なると推察しますが、そのような視座を持つべきではないでしょうか？	「子どもが自ら育つ」という視点も重要であり、市が基本理念として定めた「生きる力を育成する」と矛盾しないと考えます。
2	4	第1	6	(4)	イ	施設利用者の利用料金等収入	入札説明書に記載されております、学校利用の施設利用料は、税込金額という理解で宜しいでしょうか。	施設利用料金は消費税を含めた内税方式としています。
3	9	第2	1	(1)	ア	入札参加者の構成等	(ア)～(オ)の業務以外に、SPCの事務管理や金融機関との調整を行う業務等をSPCから直接受託する法人は、11頁の「入札参加者の制限」に該当していないこと、以外の要件はないという理解で宜しいでしょうか。	入札説明書(P9)第2,1(2)「入札参加者の参加資格要件」ア、イを満たしていること及び(P11)第2,1(3)「入札参加者の制限」に該当していないことが参加要件となります。
4	10	第2	1	(2)	オ	(ア) 入札参加者の入札参加資格要件	市内企業(倉敷市内に本社又は本店を有する企業)とは、平成30年度建設工事入札参加資格者名簿 建築一式工事に市内業者として掲載されている企業のこと、市内に支店や登記上の本店があっても、名簿に市内業者として掲載されていない企業は含まれないということによろしいでしょうか。	市内企業とは、倉敷市内に本社又は本店を有する企業を指します。 なお、建設企業の要件として、平成30年度建設工事入札参加資格者名簿建築一式工事における入札参加資格を有することを別途定めているため、建設企業は平成30年度建設工事入札参加資格者名簿建築一式工事における入札参加資格を有する市内企業であることを満たす必要があります。
5	10	第2	1	(2)	オ	(エ) PFI事業としての施工実績について	倉敷市の判断としてお伺いします。建設企業の内、PFI事業としての施工実績が認められるためには、何らかの制限(請負比率の20%以上等)がありますか？	本事業への参加に必要な建設企業の実績要件は入札説明書(P10-11)第2,1(2)オ(エ)の表及び注釈をご参照ください。
6	10	第2	1	(2)	オ	(オ) 入札参加者の入札参加資格要件	配置予定技術者の配置時期は「参加表明時」「入札時」「施工時」のいずれか。	監理技術者の配置は施工時からですが、参加表明時に参加資格要件を満たしていることが必要となります。
7	11	第2	1	(3)		入札参加者の制限	SPC参加企業1社当たりの最低出資額に限度はございますか。	事業者の提案に委ねます。
8	11	第2	1	(3)		入札参加者の制限	組成するSPCの最低資本金額をご教授下さい。	事業者の提案に委ねます。
9	12	第2	1	(4)		入札参加資格の確認及び失格要件	入札参加資格確認後、契約締結までの期間に、入札参加者が上記入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。とございます。一方で、入札説明書24頁目第6.5において、「落札者決定日の翌日から事業契約締結日までの間」については、構成員又は協力企業を補充し、市が当該入札参加資格を有すると判断し、かつ契約締結後の事業実施に支障をきたさないと判断した場合は、事業契約を締結する。とございます。「入札参加資格審査申請受付から落札者決定日までの間」についても同様の扱いでしょうか？	入札参加資格審査申請受付から落札者決定までの間については適用されません。ただし、失格前については、入札説明書(P9)第2,1(1)エに示すとおり、協議が可能です。
10	14	第3	1			事業者の募集・選定スケジュール(想定)	ヒアリングについては、PC等の使用の制限がありますか？	ヒアリング要領については、選定委員会に図った上で、提案書等提出以降に示します。
11	15	第3	2	(2)		現地見学の実施	現在の職員の方々に各種質問等、させていただくことは可能ですか？	現在の職員に運営・維持管理業務等に関する質問をすることは不可とします。質問事項は「入札説明書等に関する質問(第2回)」にてご提出下さい。
12	18	第3	2	(11)	ア	提出期限	入札提案書類の提出は12月25日以前でも可能でしょうか。	可能です。
13	19	第4	1	(3)		解体の対象となる既存施設	要求水準資料1-2-2 資料8 既存施設配置図と比較して整合がとれてない箇所があります。倉庫鉄筋コンクリート造50㎡は「9. 倉庫」と解釈できますが木造ではないでしょうか？	要求水準書(P19)第2,1(3)アで示す倉庫(鉄筋コンクリート造)50㎡は資料8で示す「23. テント倉庫」と同一です。
14	20	第4	1	(3)		解体の対象となる既存施設	要求水準資料1-2-2 資料8 既存施設配置図と比較して整合がとれてない箇所があります。「厨房事務所」は既存施設配置図ではどれにあたりますか？既存施設「23. テント倉庫」は解体対象でしょうか？記載がありません。	前段については、厨房事務所(職員寮)は資料8で示す「8. 宿泊棟(35～37号室)」と同一です。後段については入札説明書に関する質問への回答No12をご参照ください。
15	21	第4	4			予定価格	3,018,000,000円の内訳をご提示いただけませんでしょうか。	予定価格の内訳は公表しません。本事業はPFI事業のため、設計・建設・維持管理・運営にかかる費用についても事業者の提案に委ねます。

No.	頁	大項	中項	小項	項目名	質問の内容	質問への回答
16	29	別紙1	2	(2)	サービス購入料B	「平成48年度は、他の年度に10/12を乗じた金額とする。」とございますが、10/12を乗じて算出された年間支払額を、四半期ごとの支払額算出のため4で除した際に端数が生じる場合は、四半期のいずれかにおいて当該端数を調整しても問題御座いませんか？	端数については原則切捨てとし、最終回にて調整し、その旨を記載してください。
17	29	別紙1	2	(2)	サービス購入料B	修繕費は全60回の支払額が同額の提案は可能でしょうか。	1回から59回については、同額の提案は可としますが、60回については他の回の3分の1としてください。
18	30	別紙1	3	(1)	サービス購入料A	サービス購入料A(割賦払い)において、端数が生じた場合に初回または最終回にて調整を行うことは問題御座いませんか？	元本の端数については原則切捨てとし、最終回にて調整し、その旨を記載してください。金利の端数については原則切捨てとしてください。
19	32	別紙1	5	(1)	サービス購入料A	提案時(平成30年11月22日)の基準金利について公表頂けないでしょうか。	11月22日後速やかに、倉敷市生涯学習課HPにて公表します。
20	36	別紙2	2	(3)	業務改善の実施及び改善状況の確認	同一の原因に起因する同一事象で、2回以上勧告が出された場合は・・・(以下省略)、とありますが、いつからいつまでの期間が対象となるのでしょうか。	勧告後1年以内に同一の原因に起因する同一事象を対象とします。
21	36	別紙2	2	(3)	業務改善の実施及び改善状況の確認	同一の原因に起因する同一事象はどのように判断するのでしょうか。	市にてモニタリングを行い、その結果を踏まえて事象毎に判断します。
22	44	別紙5			利用料金等の設定	就学助成対象児童の学校利用があった場合は、学校側で利用者内訳等を作成して頂けるのでしょうか。	学校側にて利用者内訳を作成できるよう、使用申込書様式を作成してください。
23	45	別紙6			山の学習利用者数	平成29年度参加者増員の要因は何ですか？	閉館期間中に山の学習該当学年にあたる児童を、時期を早めて受け入れたため、平成29年は利用者が大幅に増加しています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問の内容	質問への回答
1	8	第1	4			用語の定義	「本件施設」には、本件工事対象以外も含まれるのでしょうか。	含みます。
2	10	第1	5	(2)		事業方式	貴市が行なう体育館、いろりの家の耐震補強工事の施工時期をお示し下さい。	施工時期は平成32年度を予定しております。
3	11	第1	5	(5)		施設概要	改修施設について体育館といろりの家が追加となっておりますが当初には入っていませんでした。どのような経緯で追加となったのでしょうか？	一般利用促進に向け、体育館及びいろりの家の改修についても民間事業者による提案をいただくためです。
4	12	第1	6	(1)	⑦	インフラ整備状況	上水道は既存のφ100mmの使用すれば、水道利用加入金は、負担しなくても良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	12	第1	6	(3)		臨時駐車場	倉敷市営駐車場の使用料金は、事業者の負担はない(無料で使用可能)との考えでよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	16	第1	11	ア		光熱水費の負担について	参考までに直近1年間の光熱水費(電気、水道、ガス、灯油)を開示してください。また、料金・水道料金は、基本料金、電力量料金の別がわかるようにしてください。	入札説明書等に関する質問に対する回答とあわせて公表する資料23に示します。
7	16	第1	11	ア		光熱水費の負担について	現施設の光熱水費の契約先をお示し下さい。	要求水準書に関する質問への回答No6をご参照ください。
8	17	第2	1	(1)	①	施設概要	喫煙室は、部屋として必要ですか？	敷地内禁煙とした場合、敷地外の公道で喫煙することが想像されます。ついては敷地内に喫煙室を設置することとしたものです。火事や受動喫煙を防止するため、部屋を設けた上で、適切な排煙設備を設けてください。
9	17	第2	1	(1)	②	施設規模	主要施設の延床面積2,100㎡以上の算出根拠をお示し下さい。	主要施設の延床面積は、既存施設の面積と宿泊人数をもとに算出しておりますので、2,100㎡未満の提案とならないようにしてください。
10	20	第2	2	(3)		ユニバーサルデザイン対応	ユニバーサルデザイン対応とありますが、坂や斜面が多く、どこまでの要求かがわかりかねます。エスカレーターやエレベーターなども想定していますか？	主要施設及び主要施設間の動線は出来る限り段差のない計画としてください。その他の施設については出来る限り対応してください。エスカレーターやエレベーターの設置については事業者の提案に委ねます。
11	20	第2	3	(1)	①	イ 配置計画	くすの木の活用の前提条件として①移設は可能ですか？②木自体に何らかの手を入れての活用は可能ですか？	前段については、玄関前のくすの木については原則不可とします。後段については不可とします。
12	20	第2	3	(1)	②	エ 外構計画	どのような害獣が息しているのですか？	猪が敷地内に入ることがあります。
13	20	第2	3	(1)	②	エ 外構計画	現状どのような獣害が発生しているのでしょうか。	要求水準書に関する質問への回答No12をご参照ください。
14	20	第2	3	(1)	②	エ 外構計画	児島由加38号線、39号線が隣接するクラブ棟の1階駐車場や現在の駐車場の場所は、門扉等は設けずに看板等で車両の通行を制限すればよいのでしょうか。	門扉や看板等の設置は事業者の提案に委ねます。児島由加38号線、39号線の一般車両の通行を妨げないものであれば設置可能です。
15	20	第2	3	(1)	③	駐車場計画	大型車両の事業敷地内へ進入は不可とする。とありますが、大型バス等の安全な走行が確保され、事業敷地内での旋回が可能であれば、大型バスの乗り入れは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
16	21	第2	3	(1)	③	キ 駐車場計画	大型車進入不可となっておりますが、大型バスの乗り入れを計画することが可能でしょうか。また、近隣との取り決めがあるならば、開示してください。	前段については、要求水準書に関する質問への回答No15をご参照ください。後段についてはありません。
17	21	第2	3	(1)	③	キ 駐車場計画	バスも事業用地内への進入は不可でしょうか。特に一般利用者の利便性を向上し、施設の賑わいを創出するには施設へのアクセス性は重要な要素であると考えます。施設利用者の安全と、近隣住民の生活環境に十分配慮した設計とすることでバスの事業用地内への進入は認める、としていただけないのでしょうか。	要求水準書に関する質問への回答No15をご参照ください。
18	21	第2	3	(2)	①	ア 共通事項	年齢を問わずの中には、高齢者も含まれますが、どの程度の配慮を求めますか？	要求水準書に関する質問への回答No10をご参照ください。
19	21	第2	3	(2)	①	キ 共通事項	「既存施設のシンボルマークを引き継ぎ活用すること」とありますが、意匠的に変更は出来ないのでしょうか。または理念は残し、アレンジを加えても良いのでしょうか。	前段については、シンボルマークは公募で決定したものであり、変更は考えておりません。後段についても不可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問の内容	質問への回答
20	23	第2	3	(4)		機能別整備要件	事業者の自由提案により施設を設置する場合、貴市に目的外使用料を納める必要はあるでしょうか。必要な場合は算出基準をお示し下さい。	自由提案により施設を設置する場合、市に賃料を納める必要はありません。 なお、本施設の立地場所が市街化調整区域であるため、提案内容の実施可否については市の開発指導課及び建築指導課に確認してください。
21	24	第2	3	(4)	③	キ(イ) 管理人室	地元警備スタッフが、とございますが、地元警備スタッフの採用は必須でしょうか。	地元警備スタッフが雇用を希望する場合、原則として地元警備スタッフの採用は必須です。要求水準書に関する質問への回答No54, 55も参照してください。
22	24	第2	3	(4)	④	ア(イ) 基本要件	「200人以上を収容可能な規模とし」としながらもただし書きで「220人程度の宿泊にも対応可能となるよう」とあります。つまりこれは220人以上を収容可能な規模とする必要があるということですか。	大人200人以上を収容可能な規模とし、小学生220人の宿泊にも対応可能な設備、備品等を備えてください。仕様については関係法令及び旅館業における衛生等管理要領に準拠してください。また宿泊室の有効面積（宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の内法で算定する床面積）は1名あたり1.5㎡（小学校の児童の団体を宿泊させる場合にあっては1㎡）以上を確保してください。なお便所、洗面所、押し入れ等は有効面積に含みません。
23	24	第2	3	(4)	④	ア(イ) 基本要件	「一般利用等、事業者の提案する利用方法に合わせて」とありますが、学校が山学利用をしている時に同時に一般利用客を受け入れることは可能ですか。	可能です。ただし、学校利用を妨げない範囲としてください。
24	25	第2	3	(4)	④	ウ 自炊室（提案）	自炊を伴う宿泊の実績または要望の数があれば教えて下さい。	現在の施設においては自炊室はないため、自炊を伴う宿泊実績はありません。新施設においては大学の合宿等の少人数での一般利用も受け入れるため、事業者提案によって自炊室を設置することを可としています。
25	25	第2	3	(4)	④	ウ 自炊室（提案）	自炊を伴う宿泊とはどのような場合でしょうか？またいま現在の実績を知りたいと想います。	前段後段ともに、要求水準書に対する質問・回答No24を参照して下さい。
26	25	第2	3	(4)	⑤	ア(ア) 食堂	食堂に関して、一般利用の促進のためには、相当練ったコンセプトが不可欠に思います。外部利用者をどこまで見込むことを期待していますか？	利用者数が大きく増えることを期待しています。
27	25	第2	3	(4)	⑤	ア 食堂	必ずしも最大利用人数220人程度が一斉に利用できる規模、席数でなくてもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねますが、運営で対応可能な仕様としてください。
28	27	第2	3	(5)	①	キ 基本要件	災害発生時等にも必要最低限の施設機能を安全に使用できる設備とする必要があるということでしょうか。この場合、具体的に確保する必要のある施設機能、設備をお示し下さい。	体育館及びいろりの家については避難所に指定されているため、耐震性能を次のとおりとしてください。 建築非構造部材：A類 建築設備：乙類 また事業者にて管理いただく備蓄物は、毛布10枚、アルミマット10枚、かんぱん24缶、水（ペットボトル）24本です。 備蓄物の内容は変更する可能性があります。またこれらの維持費用は市の負担とします。 なお、インフラが遮断した場合に対する追加設備は市としては想定しておりません。
29	28	第2	3	(5)	②	イ(カ) 電灯設備	LED照明に関して最近では多種多様な商品が外国製品を含めて出ているが、性能に問題が無ければ、外国製（韓国等）のLED照明を採用しても問題はないですか。今回は民間主導型でもありますので初期投資費用削減の為にも有効であると考えます。	事業者の提案に委ねますが、事業終了後も容易に更新可能な仕様としてください。
30	29	第2	3	(5)	②	セ 防犯設備	防犯設備を設けることとなっていますが、敷地全体を監視は難しいため、主要動線や主要施設に限定し、監視する提案は可能でしょうか？	監視範囲は事業者の提案に委ねます。なお、要求水準書に関する質問への回答No51もご参照ください。
31	29	第2	3	(5)	②	セ 防犯設備	防犯設備を設けることとなっていますが、敷地全体を管理することは費用もかなりかかります。範囲を定めて設けることで提案してもよろしいか。	要求水準書に関する質問への回答No30をご参照ください。
32	32	第2	4	(2)	②	ア 外部工事	屋根の改修工事に関しまして「クラフト棟と同様とする」とあり、クラフト棟には「屋根の防水層は全て更新する」とあります。これは屋根を葺き直すということでしょうか。同様にクラフト棟、いろりの家も屋根を葺き直すということでしょうか。	ご理解のとおりです。なお屋根の仕様や工法については事業者の提案に委ねます。
33	33	第2	4	(2)	④	汚水処理施設	既存の汚水処理施設の性能は支障がないものなのでしょうか。水質検査証・維持管理証明書等を確認させて頂きたい。	入札説明書等に関する質問に対する回答とあわせて公表する資料24に示します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問の内容	質問への回答
34	33	第2	4	(2)	④	汚水処理施設	汚水処理施設は、関係法令等に基づき適切な水質に処理できる設備とするとありますが、放流水質は、DVDで配布された図面に記載されている通りBOD15ppm、SS40PPmでよいのでしょうか。また異なる水質の場合は、放流水質をお示しください。	ご理解のとおりです。ただし、新設・改修を問わず既存の汚水量81㎡/日を上回る計画とする場合は現行法が適用され、基準値が異なります。
35	33	第2	4	(2)	④	汚水処理施設	劣化調査の結果、汚水処理施設が事業期間にわたっての使用に耐えることが出来ない場合や、放流水質が確保できない場合は、事業者で新たに新設することになるのでしょうか。また、その場合の放流水質は、新設浄化槽と同様の扱いになるのでしょうか。	前段については、市の負担とします。後段についてはご要求水準書に関する質問への回答No34をご参照ください。
36	34	第3	2	(2)		劣化調査	体育館といるりの家については市の耐震補強工事を行うこととなっていますが、改修計画に耐震補強内容は関係しますが、いつの時点で耐震補強工事の概要は提示して頂けるのでしょうか。	平成30年11月上旬頃には概要を提示できると考えております。
37	35	第3	2	(5)		測量	入札提案書類の提出前に測量を行なうことは可能でしょうか。	不可です。
38	36	第3	3	(2)	①	イ 実施設計完了時	実施設計完了時の提出書類のなかにカタログとありますが、どこまでカタログが必要となりますか。	台帳を作成する備品のカタログを提出してください。
39	37	第3	4			各種申請等業務	建築基準法上の手続きは計画通知と建築確認申請のどちらになりますか。	建築確認申請です。
40	37	第3	4			各種申請等業務	建築確認申請の場合は民間審査機関への申請で良いですか。	ご理解のとおりです。
41	42	第4	3	オ		備品等調達設置業務	テントはすべて新品とし、とありますが、220名分必要でしょうか。また、テントでの宿泊を想定し、マット、寝袋も220名分必要でしょうか。	テントは全て新品としてください。本市においても少子化の傾向が続いており、将来的には児童数が徐々に減少すると見込んでいます。現在、市内の小学校において、一つの学年の児童数が200人を超えている学校は1校のみであり、収容可能な施設規模としては200人としました。一方で、一つの学年の児童数が200人を超える小学校についても、山の学習事業としては受け入れていただく必要があり、「最大利用人数220人程度の宿泊にも対応可能なこと」を要求水準としました。施設の設計に当たっては、旅館業法や岡山県旅館業法施行条例、その他関係法令を踏まえ、220人の宿泊が可能な施設としてください。また、寝具等についても最大規模の学校が利用する場合には人数分（最大220人分）が必要ですが、その調達方法は、事業者提案に委ねます。
42	43	第4	7			開業準備業務	貴市において竣工式、開所式のような式典は行わないのでしょうか。行なう場合、事業者側で協力すべき業務がございましたらお示し下さい。	開所式及び内覧会は事業者にて行って下さい。市は来賓として出席します。
43	46	第5	1	(6)	①	ア 維持管理業務責任者及び業務従事者	維持管理業務責任者が維持管理業務又は運営業務の各業務を行う業務従事者を兼ねることは可能でしょうか。	可能です。
44	51	第5	4	(3)	②	植栽・自然林	シンボルツリーとなっている「くすの木」は、事業期間中に枯れや破損が発生した場合は、外構施設等保守管理業務と同様の維持管理を行うとの理解でよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。適切な管理を行っている上で、別途費用が必要になる場合は協議を行います。
45	52	第5	5	(3)		基本要件	資材、消耗品の直近年での費用をお教えください。	入札説明書等に関する質問に対する回答（第1回）とあわせて公表する資料25を参照してください。なお、新施設においては、一般利用の積極的な受入や現状より良いプログラム等の実施を期待しているため、現在の施設の実績に捉われない民間事業者の提案を期待しています。
46	52	第5	6	(3)	①	オ 清掃	現状のトイレトペーパー等消耗品類の使用量をお示し下さい。	要求水準書に対する質問への回答No45を参照してください。
47	53	第5	6	(3)	②	オ 環境衛生管理	現状、布団は年1回の洗濯、殺菌を行なっているのみで、より短い間隔での布団乾燥等は行っていないということでしょうか。	現状はご理解のとおりです。なお、毛布については夏期不要のため、リース会社で保管しています。サービス向上に向けて、事業者の提案に委ねます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問の内容	質問への回答
48	53	第5	6	(4)		地元団体	現在の1名当りの金額と勤務時間を教えてください。	団体との契約のため、1名当たりの金額及び勤務時間については市では把握しておりません。なお、団体との契約内容については要求水準書資料17「倉敷市少年自然の家清掃業務請負契約書及び作業仕様書（平成30年度）」をご参照ください。
49	53	第5	6	(4)		地元団体	現状地元団体は新たな施設においても業務を継続したい意向を持っているのでしょうか。	現状地元団体は新たな施設においても業務を継続したい意向があります。
50	53	第5	6	(4)		地元団体	地元団体が希望する場合には優先的に委託（又は雇用）を検討するものの、地元団体の希望条件が事業者が入札提案書類提出時に想定していた条件と合わない場合には、委託（又は雇用）しなくてもよいとの認識でよろしいでしょうか。	事業者の入札提案書類提出時に想定していた条件が要求水準書資料17「倉敷市少年自然の家清掃業務請負契約書及び作業仕様書（平成30年度）」に示す現在の地元団体の雇用条件以上のものであるにも関わらず、地元団体の希望条件と合わない場合に限り、委託しないことも可能です。
51	53	第5	7	(3)	②	機械警備	機械警備の対象建物は、体育館を含む、全ての建物が対象でしょうか。	機械警備の対象建物は、主要建物及び、体育館、クラフト棟、いろいろの家とさせていただきます。
52	53	第5	7	(3)	②	エ 機械警備	異常時に出勤する職員は、委託先警備会社の警備員でもよいでしょうか。	異常時に出勤する職員は、委託先警備会社の警備員でも可としますが、本施設の運営スタッフへの連絡がとれるようにしてください。
53	54	第5	7	(4)		地元団体	現在の1名当りの金額と勤務時間を教えてください。	1名当たりの金額については資料18「倉敷市少年自然の家警備業務請負契約書及び仕様書（平成30年度）」を参照して下さい。勤務時間については資料16に示すとおり、7時～翌日8時30分（開館日）、8時30分～17時（休館日）の交代制です。
54	54	第5	7	(4)		地元団体	加齢等のため安全が確保できないと事業者が判断した場合は、委託（又は雇用）しないことは可能でしょうか。	加齢等のため安全が確保できないと事業者が判断した場合は、市と協議の上、雇用しないことは可能です。
55	54	第5	7	(4)		地元団体	「地元団体だけでは、警備業務の要求水準を満たすことが出来ない場合には、事業者の責任により、当該業務を行う。」とありますが、要求水準を満たすことが出来なければ、地元団体とは契約せずに、事業者側で警備業務の全てを行ってよいということでしょうか。	地元団体のみで要求水準を満たすことが出来ない場合、地元団体とは契約した上で、地元団体では要求水準を満たせない部分を事業者にて行ってください。
56	54	第5	7	(4)		地元団体	現状地元団体は新たな施設においても業務を継続したい意向を持っているのでしょうか。	要求水準書資料16「地元委託概要」のとおりです。
57	54	第5	7	(4)		地元団体	地元団体が希望する場合には優先的に委託（又は雇用）を検討するものの、地元団体の希望条件が事業者が入札提案書類提出時に想定していた条件と合わない場合には、委託（又は雇用）しなくてもよいとの認識でよろしいでしょうか。	事業者の入札提案書類提出時に想定していた条件が要求水準書資料18「倉敷市少年自然の家警備業務請負契約書及び仕様書（平成30年度）」に示す現在の地元団体の雇用条件以上のものであるにも関わらず、地元団体の希望条件と合わない場合に限り、委託しないことも可能です。
58	57	第6	1	(6)	ウ	業務実施における留意点	倉敷市外の学校利用に関して、積極的に利用を促進することが可能であるか？	倉敷市外の学校利用に関して積極的に利用を促進することは可能です。
59	58	第6	1	(7)	②	運営業務責任者及び運営業務従事者	運営業務従事者は、市の職員3名と嘱託社員10名での運営と聞きましたが、それぞれ直近年の年間の労働時間はどれくらいでしょうか。	市としては、一般利用の促進を期待しているため、現在の施設での運営内容に捉われない提案を期待します。
60	58	第6	1	(7)	②	運営業務責任者及び運営業務従事者	運営従事者の業務内容で市の職員の主な仕事内容、また嘱託社員の主な仕事内容をお聞かせください。	市としては、一般利用の促進を期待しているため、現在の施設での運営内容に捉われない提案を期待します。
61	58	第6	1	(7)	②	ア 運営業務責任者及び運営業務従事者	運営業務責任者が維持管理業務又は運営業務の各業務を行う業務従事者を兼ねることは可能でしょうか。	可能です。
62	58	第6	1	(7)	②	イ 運営業務責任者及び運営業務従事者	現在市が少年自然の家で雇用している嘱託職員等のうち、事業者への就職を希望されている方はいらっしゃるでしょうか。いらっしゃる場合、担当されている業務内容、人数、雇用条件、居住地（市内か市外か）等をお示し下さい。	現在市が少年自然の家で雇用している嘱託職員のうち、事業者への就職を希望しているものは10名います。詳細は以下に示すとおりです。 職種：管理職1名、指導員4名、ボイラー技師3名、庁務1名、事務1名 就労時間：週30時間 金額：月額13万円～16万円程度（職種により異なる）、別途、期末勤勉、通勤、時間外等の諸手当あり 居住地：市内在住が多い
63	58	第6	1	(7)	②	イ 運営業務責任者及び運営業務従事者	現在市が少年自然の家で雇用している嘱託職員等の業務内容、人数、雇用条件等をお示し下さい。	要求水準書等に対する質問への回答No60, 61を参照して下さい。

No.	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問の内容	質問への回答
64	58	第6	1	(10)		災害時の対応	災害時の避難所対応は、どの程度を想定していますか？	避難所としての利用を想定しています。詳細については、別途市と事業者にて協定を結びますが、災害等が発生した日を第1日目とし、14日間は全面的に市に協力してください。費用の負担については、2日目までは事業者の負担とし、3日目から14日目までは市負担とします。
65	58	第6	1	(10)	ア	災害時の対応	帰宅支援とはどのような内容でしょうか。	災害発生により道路等が利用できなくなり帰宅が困難となった利用者に対し、一時的に水や食料等の提供を行うものです。
66	59	第6	1	(11)	ア	業務水準書	各業務とは、要求水準書第6, 1, (3)業務内容に定める①ア、イ、ウ、エ、②ア、イ、ウ、エ、オ、カ、③、④、⑤の業務のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	60	第6	1	(16)		近隣への配慮	現在の近隣との取り決め事項を確認のうえとありますが、どのような取り決め事項があるか開示して頂けませんでしょうか。	近隣との取り決め事項は以下のとおりです。 ○大きな音を出す団体は、体育館のみ使用可且つ18時以降は音出し禁止 ○早朝・夜間の所外活動は禁止（近隣に民家あり） ○高台でのキャンプファイヤーは21時まで終了する ○ポータブルアンプのスピーカーは必ず南向きとする ○維持管理面については、少年自然の家周辺の市道の清掃は少年自然の家が行う
68	60	第6	2	(1)	ア	基本方針	少なくとも現状以上の内容とは、具体的には要求水準書第6, 2, (5), ①, アに定められている内容のことでしょうか。	要求水準書第6, 2, (5), ①, アに定められている内容に限らず、要求水準書第6, 2, (3) (4) (5) (6)について少なくとも現状以上の内容を提案して下さい。
69	61	第6	2	(3)	①	実施校のスケジュール調整、受付・許可	運營業務の受け入れ準備業務は、平成33年9月の使用募集の案内配布（配布準備含む）から開始され、その費用は様式7-9設計・建設費内訳書の開業準備費に記載すればよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	62	第6	2	(4)	①	スタッフの配置	スタッフの配置で、夜間の宿泊団体がある場合は、職員（警備員外）の配置が必須でしょうか。	夜間の宿泊団体がある場合は、警備員以外の職員を配置してください。
71	65	第6	3	(4)	①	イ 基本的な考え方	宿泊料金の額は、需要多寡、予約時期等によって変動させることも可能でしょうか。	事業者の提案に委ねます。
72	68	第6	4			食事等の提供業務	現施設での食事等の提供実績、売上額あるいはそれらを推計できる資料をお示しいただけないでしょうか。提案内容の実現可能性検討上極めて重要なデータであるため、少なくとも何らかの推計可能な資料をお示しいただけないでしょうか。	現在の施設での食事等の提供は別事業者が独立採算で行なっているため、市にて把握しておりません。
73	68	第6	4			食事等の提供業務	現施設の食堂業務委託先が貴市へ支払っている賃料と算出基準をお示し下さい。	本事業において、食堂は市に賃料を納める必要はありません。
74	68	第6	4	(2)	②	イ 一般利用	外部より仕入れた弁当（本件施設では加熱等を行わない）を提供することは可能でしょうか。	要求水準（P38）第6, 4, (2)②イでは、食事の配膳方法は事業者の提案とするため、外部より仕入れた弁当の提供は可能ですが、暖かい食事の提供に努めてください。なお、衛生面におけるリスクは事業者とします。
75	68	第6	4	(2)	①	エ 学校利用	アレルギー対応食への対応に配慮することとありますが、アレルギーの種類や程度により対応できない場合は、児童、生徒へお弁当の持参を依頼することは可能でしょうか。	可能です。ただし、対応可能な品目については具体的に提案して下さい。
76	68	第6	4	(2)	①	イ 学校利用	少なくとも最終的な調理（加熱等）を本件施設の厨房にて行うものとする。とございますが、例えば屋外でとる昼食用に、外部より仕入れた弁当（本件施設では加熱等を行わない）を提供することは可能でしょうか。	原則として最終的な調理（加熱等）を本件施設の厨房にて行うものとしますが、学校側の希望する計画に合わせてより適切だと判断される場合は、外部より仕入れた弁当を提供することは可能です。なお、衛生面におけるリスクは事業者とします。
77	68	第6	4	(3)	①	学校利用	現状、学校利用の際にジュース類は提供していないでしょうか。提供している場合、料金は食事代に含まれているということでしょうか。	現状、学校利用の際にはジュース類は提供していません。
78	69	第6	4	(3)	ウ	表【現在の食事代（税込）】	現状の運用で弁当を提供する場合、既存厨房で調理しているのでしょうか。或いは外部から調理した弁当を仕入れているのでしょうか。	外部から調理した弁当を仕入れています。
79	69	第6	5	(1)		自動販売機の設置	飲料の自動販売機を1台以上設置する場合、貴市へ設置面積分の目的外使用料を納める必要はあるでしょうか。必要がある場合は、算出基準をお示し下さい。	自動販売機についても市に賃料を納める必要はありません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問の内容	質問への回答
80	69	第6	5	(1)		自動販売機の設置	現施設の自動販売機売上数量、売上額をお示し下さい。	現在の施設には自動販売機は設置していません。
81	69	第6	5	(2)	イ	物販スペースの設置	大人の利用を鑑みると自動販売機以外でのアルコール類の提供も必要に思います。それは可能でしょうか？	要求水準書（P69）第6,5(2)イのとおり、アルコールの販売は自動販売機によるものに限定していません。
82	69	第6	5	(3)		その他必要物品の提供	現施設での野外活動に必要な補充品等の販売提供実績、売上額あるいはそれらを推計できる資料をお示しいただけないでしょうか。提案内容の実現可能性検討上極めて重要なデータであるため、少なくとも何らかの推計可能な資料をお示しいただけないでしょうか。	野外活動に必要な補充品等の販売については、別事業者が独立採算で行っているため、市にて把握しておりません。現在の施設の野外活動内容及びその実績に縛られない、より良い事業者提案を期待します。
83						資料1 位置図	大型車進入不可となっておりますが、大型車とはどのサイズ以上となりますか。施設敷地内で転回できるように計画を行う場合には問題がないでしょうか。詳細について近隣との協定等はあるのでしょうか。	要求水準書に関する質問への回答No15をご参照ください。
84						資料6 ボーリングデータ	ボーリング柱状図が薄くて確認が難しいです。もう少ししみやすいものが頂けませんか。	閲覧可能とします。閲覧方法は要求水準書に記載の閲覧資料と同様とします。なお閲覧期間は平成30年10月10日(水)～平成30年10月31日(水)とします。
85						資料10 PCB廃棄物等の届出書	PCBの届出書がありますが、記載内容のもの以外はPCBは無いものと考えてよろしいか。	ご理解のとおりです。事業者にて実施する汚染物質調査によってPCBが検出された場合は、市の負担とします。
86						資料11 アスベスト調査結果	アスベスト調査結果資料の添付がありますが、記載内容のもの以外は無いものと考えてよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。事業者にて実施する汚染物質調査によってアスベストが検出された場合は、市の負担とします。
87						資料14 汚水処理施設外観調査結果	汚水処理施設の調査結果資料の添付がありますが、現状の状況の確認を提供者（株式会社エスシー）に直接確認を行ってもよろしいか。	不可とします。入札説明書等に関する質問に対する回答とあわせて公表する資料24を参照して下さい。
88	-					資料15 過去の電気使用量	電気の契約先は中国電力(株)でしょうか、またその他の施設一括の使用量が示されていますが内訳の開示をお願いします。その他の水道光熱費の使用量、金額、契約先の開示をお願いします。	要求水準書に関する質問への回答No6をご参照ください。
89	-					資料16 地元委託概要	既存業務委託先名、業務委託金額、業務内訳の開示をお願いします。	要求水準書資料17「倉敷市少年自然の家清掃業務請負契約書及び作業仕様書（平成30年度）」及び18「倉敷市少年自然の家警備業務請負契約書及び仕様書（平成30年度）」をご確認ください。
90	-					資料17 倉敷市少年自然の家清掃業務請負契約書及び作業仕様書（平成30年度）	清掃業務の直近年での出勤延べ時間数を教えて下さい。	資料16「地元委託概要」及び資料17「倉敷市少年自然の家清掃業務請負契約書及び作業仕様書（平成30年度）」より積算下さい。
91	-					資料18 倉敷市少年自然の家警備業務請負契約書及び仕様書（平成30年度）	警備業務の直近年での出勤延べ時間数を教えて下さい。	資料16「地元委託概要」及び資料18「倉敷市少年自然の家警備業務請負契約書及び仕様書（平成30年度）」より積算下さい。
92	-					資料20 団体利用実績（平成29年度）	資料20で平成29年度の利用実績は示されていますが追加2年分の開示をお願いします。	入札説明書等に関する質問に対する回答と合わせて公表する資料26をご参照ください。
93	-					資料21 現在実施している活動メニュー	オリエンテーリングやウォークラリーのコースは敷地内でしょうか。コースの開示をお願いします。	現在はオリエンテーリング及びウォークラリーのコースは敷地外もあります。資料27を参考にしてください。なお、コースについては、現在のコースを踏襲する必要はなく、より良い事業者提案を期待します。
94	-					業務仕様書	既存施設を改修するクラフト棟、体育館、いろりの家の業務仕様書の開示をお願いします。また、山林部分などの外構の管理はどの程度考えれば良いでしょうか。	前段については要求水準書（P31-34）第2,4を参照して下さい。後段については、要求水準書（P51）第5,4を参照して下さい。なお、本事業は仕様発注でなく性能発注となるため、業務仕様書はございません。
95	-					過去の収支内訳	過去3年間の少年自然の家の収支内訳の開示をお願いします。	本事業においては、現在の施設での利用内容に加え、一般利用の積極的な受入を期待しており、現在の施設の実績に捉われない、より良い事業者提案を期待します。
96	-					備品リスト	施設が所有している備品リストの開示をお願いします。購入時期も分れば開示をお願いします。	入札説明書等に関する質問に対する回答と合わせて公表する資料28をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	質問への回答
97	-						寝具	既存寝具の内訳の開示をお願いします。寝具は備品か、リースはの別、シーツ等のクリーニング単価、費用、委託先等。	寝具を備品とするかリースとするか、委託先・単価等についても事業者の提案に委ねます。

(仮称)倉敷市少年自然の家施設整備運営事業
様式集に関する質問への回答

(平成30年10月10日公表)

No.	頁	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	7	様式7-8	(3)			施工計画	クラフト棟等、既存改修のみの建物は工事期間中、工事用として仮設利用可能でしょうか？	可能です。
2	14～16	様式2-2				グループ構成表及び役割分担表	入札説明書9頁目(1)ア(ア)～(オ)以外の業務でF A企業として参加する場合には、同様の書式で「F A企業」と記載して作成すれば宜しいですか。	その他企業(F A企業)と記載してください。なお、様式2-1についても役割欄には「その他企業(F A企業)」と記載してください。
3	14～16	様式2-2				グループ構成表及び役割分担表	倉敷市に「入札参加資格審査申請書」を提出している企業の場合、委任状は貴市に届出を行っている名義にて作成するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	20	様式2-5				<添付書類> 全ての構成員 ・協力企業	倉敷市に事業所がありません。岡山県外の事務所にて倉敷市の業者登録をしておりますが、岡山県岡山市に事業所はございます。その場合、納税証明書は国税、岡山県税及び岡山市税(直近1年間の未納がないことが証明できるもの。岡山市の場合は「滞納無証明書」)を提出すれば宜しいでしょうか。	国税、岡山県税、倉敷市税のうち、納税証明書を発行できるものを提出してください。ご質問の場合は、国税、岡山県税の納税証明書を提出して下さい。
5	20	様式2-5				<添付書類> 設計企業	設計企業が提出を要する③恒常的な雇用関係にあること、管理技術者として履行し、完了したことがあることを証する書類は、自由様式により雇用証明、業務従事証明を作成すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	20	様式2-5				<添付書類> 建設企業	監理技術者資格証は複数人分提出してもよいのか。また、1人分のみ提出するのであれば、後々変更していいのか。	前段については、監理技術者資格証は1名以上提出して下さい。後段については、資格証を提出した監理技術者が従事できなくなった場合は、代わりとなる者の監理技術者資格者証を市に提出し、承認を得た上で変更は可能です。
7	20	様式2-5				<添付書類> 全ての構成員 ・協力企業	全ての構成員・協力企業が提出を要する③連結決算の貸借対照表及び損益計算書は、自らの子会社との連結を対象とするものでしょうか。あるいは親会社を対象とするものでしょうか。	自らの子会社との連結を対象とするものです。
8	20	様式2-5				<添付書類> 全ての構成員 ・協力企業	納税証明書は国税(その3の3)、県税(県徴収金等の滞納がないこと)、市税(市税すべての納税証明書)を提出すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、様式集に関する質問に対する回答No5もご参照ください。
9	45	様式10-10	(3)	ウ		地域への貢献	地元発注予定の表の発注金額欄には、地元企業である構成員、協力企業から地元下請企業へ発注する額は含まないということでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、SPCから地元構成員、地元協力企業への発注額は含まれます。
10		様式8-6				維持管理費内訳書(修繕及び更新費)	清掃業務や警備業務などに関する費用は本様式には記載しないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11		様式8-6				維持管理費内訳書(修繕及び更新費)	可能な限り具体的に示す点検・保守実施箇所、実施内容は、要求水準書第14用語の定義で定める「点検」「保守」として行なうものではなく、「修繕」「更新」の一環として行なうものを記載するというのでしょうか。	ご理解のとおりです。
12		様式10-6	⑤			評価指標	評価指標の記載は、小数点以下第3位までとし、小数点以下第4位を切り捨てるという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13		様式10-6	⑤			評価指標 DSCR	劣後ローン借入がある場合、DSCR計算に用いる元利金は優先ローン借入のみで宜しいでしょうか。	劣後ローン借入がある場合は、優先ローン借入と劣後ローン借入をDSCR計算に用いて下さい。
14		様式10-8-1	⑦			利用料収入等算定表	想定利用者数の山の学習利用者人数は固定でしょうか。	ご理解のとおりです。
15		様式10-8-1	⑦			利用料収入等算定表	想定利用者数の山の学習利用者収入は固定でしょうか。	ご理解のとおりです。
16		様式10-8-1[1/3]	⑦			想定施設利用料収入	税抜欄以外は税込表記するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17		様式10-8-1[1/3]	⑦			想定利用者数	⑦利用料収入等算定表の中で15年間の山の学習利用者の記載があります。収支表はこの人数を基に作成すれば良いでしょうか。また、入札説明書別紙6で開示されている利用者数と差がありますが様式10-8-1により作成して良いでしょうか。	利用料金については⑦利用料収入等算定表に記載の山の学習利用者数を基に算定しているとおりにしてください。なお、入札説明書別紙6の利用者数を様式集に合わせて修正します。
18		様式10-8-1[2/3]	⑦			想定飲食収入	税抜欄以外は税込表記するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
19		様式10-8-1[2/3]	⑦			想定食数	山の学習の想定食数は山の学習宿泊者が朝・昼・晩3食利用すると考えて良いでしょうか。	1泊の場合は、3食、2泊の場合は、6食、3泊の場合は9食を基本としていますが、学校の事情等により必ずしも全ての学校が前述のと通りの食数となるものではありません。 なお、初日の昼食は弁当を持参している団体が多いです。
20		様式10-8-1[3/3]	⑦			想定その他収入	税抜欄以外は税込表記するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21		様式10-8-2	⑦			利用料金収入等算定表(平成36年度一般利用者)	税抜欄以外は税込表記するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	4	第7条	1項		準備行為	事業契約成立前であっても貴市と設計協議を行うことは可能でしょうか。	準備行為の範囲内では可能です。
2	5	第10条	3項		救済措置	基本協定書(案)第10条第1項第1号に該当し基本協定を解除された場合でも、事業契約書(案)第60条第1項第6号に該当したとして第66条第1項の違約金を支払えば、基本協定書(案)第10条第2項の違約金は請求されないという認識でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第66条第1項の違約金支払により、市の損害が賄われ、市の救済が実現していれば、市は基本協定書(案)第10条第2項に定める違約金の請求をしません。事業の進捗等を勘案し、事業契約書(案)第66条の違約金の請求をせずに、基本協定書第10条第2項に定める違約金の請求をすることもあります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答	
1	4	第1章	第1条	(35)	定義	本契約の締結時に存在する土地の瑕疵及び埋蔵物の存在は「不可抗力」には含まれず、貴市の責任との認識でよろしいでしょうか。	本契約の締結時に存在する土地の瑕疵及び埋蔵物の存在については、事業契約書(案)第2章第5条3項に示すとおりです。	
2	4	第1章	第1条	(36)	定義	法令変更の本事業への適用は、当該変更された法令の施行時ではなく、適用されることが予見可能になった時点(施行前)でなされるということでしょうか。	ご理解のとおりです。	
3	5	第2章	第2条	2項	目的及び解釈	基本協定は「本契約」あるいは「入札説明書等」に含まれるのでしょうか。	基本協定は「本契約」「入札説明書等」のどちらにも含みません。なお、基本協定は「本契約」と当事者が異なるため、適用について優先劣後関係にはありません。	
4	5	第2章	第2条	3項	目的及び解釈	「入札説明書等」を構成するものの中では、解釈の優先順位は全て同位ということでしょうか。	事業契約書(案)第2条3項をご参照ください	
5	6	第2章	第6条	2項	本事業の概要	将来的にネーミングライツの採用を検討されているでしょうか。	現時点では想定していません。	
6	7	第1章	第8条	5項	許認可及び届出等	「市が本事業に関し、補助金の申請を行う場合」とありますが、サービス購入料の一部が補助金で支払われる可能性がありますでしょうか。補助金利用に伴い資金調達費用が増額になった場合は貴市にてご負担頂けますでしょうか。	現時点で補助金の利用は想定していません。	
7	9	第3章	第12条	3項	基本設計の完了	市は、書類又は図面の提出後相当の期間内において、事業者に対し、基本設計に係る設計図書の内容を承諾した旨を通知する。とありますが、相当の期間とは10日程度でしょうか。	市にて基本設計に係る設計図書の内容を確認・承諾し次第、速やかに通知します。	
8	9	第3章	第13条	3項	実施設計の完了	市は、書類又は図面の提出後相当の期間内において、事業者に対し、実施設計に係る設計図書の内容を承諾した旨を通知する。とありますが、相当の期間とは10日程度でしょうか。	市にて実施設計に係る設計図書の内容を確認・承諾し次第、速やかに通知します。	
9	14	第4章	第3節	第23条	2項	備品等の整備	2行目冒頭に「設備等」とございますが、「各種備品等」の誤りでしょうか。	ご理解のとおりです。契約書にて修正します。
10	15	第4章	第4節	第24条	2項	工事監理	「事業者提案の詳細説明」とは、工事監理業務に関して提案した内容の詳細説明ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	16	第4章	第5節	第26条	2項	改修・解体	「要求水準書において明示的に示す機器」とは具体的に何を指すのでしょうか。	要求水準書資料10「PCB廃棄物等の届出書」に示す機器です。なお、契約書(案)第26条第2項ないの「アスベスト・PCB」を全て「汚染物質」と契約書にて修正します。
12	21	第4章	第7節	第36条	3項	工期の変更	協議が整わない場合の市による変更工期の決定期限7日以内は短すぎると思われます。第14条第1項の設計の変更と同様に14日以内としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
13	23	第4章	第9節	第41条	2項	運営開始の遅延	「契約者の責めに」とございますが、「事業者」の誤りでしょうか。	ご理解のとおりです。契約書にて修正します。
14	26	第5章	第1節	第44条	2項	施設供用業務	「施設供用業務水準書」とは、要求水準書第5, 1, (9)及び第6, 1, (11)に定める業務水準書のことでしょうか。	事業契約書(案)第33条の規定のとおりです。
15	26	第5章	第1節	第44条	2項	施設供用業務	ここで定める施設供用業務に関する市と定期的(月一回以上)に行なう協議とは、第71条に定める維持管理・運営協議会のことを指すのでしょうか。	維持管理・運営協議会を設置する場合については、ご理解のとおりです。維持管理・運営協議会を設置しない場合も、市と定期的(月一回以上)の協議を行ってください。
16	26	第5章	第1節	第44条	3項	施設供用業務	入札説明書等及び現地見学の機会から客観的かつ合理的に推測できないものが原因である場合には、速やかな補修、改造又は交換に要する費用は合理的な範囲において市が負担する、との認識でよろしいでしょうか。	本契約に別段の定めのある場合を除き、事業者の費用と責任において速やかに補修、改造又は交換を行って下さい。
17	31	第6章	第2節	第54条	1項	損害の発生	「当該損害等の発生が市民その他第三者の責めに帰すべき場合又はその他の事業者の責めに帰すべからざる事由に起因する場合」には、学校利用で訪れた小中学生、一般利用で訪れた一般利用者による損害で、事業者が取引上又は社会通念上要求される一切の注意や予防措置を講じていても、損害を防止することが出来なかったものが含まれるとの認識でよろしいでしょうか。また、この場合、当該損害等を発生させた者への賠償請求は貴市の責任においてなされるとの認識でよろしいでしょうか。	本項、ただし書き以降を「ただし、当該損害等の発生が市の責めに帰すべき場合には、事業者は、当該損害等を賠償又は補償する義務その他の責任を負わないものとする。」と契約書にて修正します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問の内容	質問への回答
18	31	第6章	第2節	第54条	1項	損害の発生	事業者が取引上又は社会通念上要求される一切の注意や予防措置を講じていても防止することが出来なかった、学校利用で訪れた小中学生、一般利用で訪れた一般利用者による損害で、当該損害等を発生させた者を特定できない場合は不可抗力に該当するとの認識でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）に関する質問への回答No17をご参照ください。
19	36	第2節	第8章	第62条	5項	(2) 法令の変更及び不可抗力	市が認める条件とは、基本的には事業者が提示する条件のことで、貴市がその条件で問題無いことを確認したもの、との認識でよろしいでしょうか。	市が提示する条件を含みます。
20	36	第2節	第8章	第64条		供用開始日前の解除の効力	出来形はサービス購入料A全て（SPC設立費用や建中金利、資金調達手数料など含む）が対象でしょうか。	SPC設立費用や建中金利、資金調達手数料等は合理的な範囲で含みます。
21	39	第8章	第66条	1項		損害賠償	1号及び2号に定める違約金額には消費税額は加算されるのでしょうか。	消費税を含めます。
22	41	第9章	第75条	2項	(2)	著作権等	事業契約書（案）第6条第2項により、貴市が本施設にネーミングライツを導入することとした場合でも、事業者又は構成員が応募し、その名称を施設名称の一部とすることはできないということでしょうか。	事業契約書（案）に関する質問への回答No5をご参照ください。
23	51					別紙7 事業者等が付保する保険	事業者等が付保する保険の契約者は、それぞれの業務を受託する構成員、協力企業でもよろしいでしょうか。	保険の契約者は、それぞれの業務を受託する構成員、協力企業でも可とします。
24	51					別紙7 事業者等が付保する保険	2施設供用期間に付保する普通火災保険の保険の対象は本施設とすべきではないでしょうか。本件施設とした場合、外構を含む施設全体が含まれることとなるものと思われまます。	原案のとおりとします。
25	51					別紙7 事業者等が付保する保険	3施設供用期間に付保する普通火災保険の補償限度額が再調達価格相当額とされておりますが、改修施設や外構を含めた既存施設の再調達価格は算定できませんので、貴市よりお示しいただけないでしょうか。	現在の改修施設の再調達価格については、540,160,000円としますが、事業者が行う改修費用も含めて下さい。外構の再調達価格は事業者にて行う外構整備費を再調達価格としてください。